

各市町村教育委員会教育長  
各 市 町 村 長 様

北海道教育庁教育部長  
北海道環境生活部長

学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)の結果  
について(通知)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省大臣官房文教施設企画部長から通知がありましたので、通知に基づいた適切な対応をお願いします。

本調査の結果を受けて、各市町村教育委員会及び各市町村においては、次の事項を参考に速やかに対策を講じるとともに、北海道作成の「道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル」を参考とするなど、日常点検を十分に行い、必要に応じて専門業者等に相談、確認を求めるなど、アスベスト対策に万全を期すようお願いします。

なお、市町村におかれては、本調査の対象施設のみならず、保有する施設についても適切に対応されるようお願いします。

記

- 1 使用状況調査が未完了の場合
  - ・使用状況調査が未完了の機関(「調査未完了の機関数」に該当する機関)においては、対象建材の状態等により安全性への危惧があることから、児童生徒等の安全対策に万全を期すためにも早期に調査を完了すること。
- 2 劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関
  - ・劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関においては、専門業者等に相談の上、直ちに応急処置を講じるとともに、速やかに除去や囲い込み等の処置を講じること。
- 3 本調査の結果、劣化、損傷等がある煙突用断熱材を保有する機関
  - ・劣化、損傷等がある煙突用断熱材を保有する機関においては、煙突を使用中のものは、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を講じること。
  - ・使用停止した煙突は、速やかに除去や囲い込み等の処置を講じること。
- 4 新たに未措置のアスベストが確認された場合
  - ・新たに未措置のアスベストが確認された場合は、その損傷、劣化等の状況を把握し、必要に応じて専門業者等に相談の上、必要な対策を講じること。
- 5 情報の保存・公表
  - ・アスベストに関する関係書類は、学校等の設置者が適切なアスベスト管理を行うために必要な資料であるため、保存管理を徹底すること。
  - ・文部科学省においては、アスベスト対策の実施状況のフォローアップ等を行うこととしているため、本調査等の関係書類は保存しておくこと。
  - ・アスベストに関する情報の公表については、ホームページ等の活用を検討すること。また、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等への説明は、アスベストの存在とその状態、立ち入り禁止等の処置状況及び今後の対応方針等について、できる限り速やかに、かつ、きめ細やかに行うこと。
- 6 状況把握について
  - ・調査時点後の状況等を把握するため、担当課から随時照会する場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

(総務政策局施設課施設助成グループ)  
(生涯学習推進局生涯学習課生涯学習推進・施設グループ)  
(生涯学習推進局文化財・博物館課博物館グループ)  
(生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査グループ)  
(環境局環境政策課環境保全グループ)  
(文化・スポーツ局文化振興課文化グループ)  
(文化・スポーツ局スポーツ振興課スポーツグループ)